

会報

2012 ▶ 2013
WEEKLY REPORT



奉仕を通じて
平和を

田中作次

2012-13年度
国際ロータリー会長

留萌
ロータリークラブ
会長目標

ロータリーを楽しく・
学び・奉仕しよう

会長／山本讓二 幹事／森 幹雄

プログラム

- 本日
来賓卓話「留萌市立小中学校適正配置計画について」
寺本新教育部長
- 次週予定
年次総会（移動例会）

- 配偶者誕生日
- 11月25日 鶴城 雪子
 - 11月27日 渡邊 順子
- 結婚記念日
- 11月23日 深瀬 晏男
 - 11月23日 原田 功

No. 2536

第20回 11月21日

出席報告

前例会

会員総数	43名
出免会員	10名
出免出席	7名
基準会員出席	22名
出席率	74.35%

前々々

第17回 10月31日

欠席会員	6名
内メイクアップ	4名
修正出席率	92.68%

例会／毎週水曜 12:15～13:15 留萌産業会館2F

🖋️ 会長報告

- 留萌ミナトラライオンズクラブより、12月4日開催のクリスマスパーティーの案内が来ております。私が出席いたします。

👤 幹事報告

- ・砂川RCより9月10月の会報を受領しました。
- ・妹背牛RCより会報と11月例会案内を受領しました。

ゲスト

留萌税務署 山本署長様／総務課 植松様

👤 委員会報告

委員会報告 鈴木委員長

先週の例会にてポリオのDVDを見て頂きましたが、今週と来週の例会にてロータリー財団並びに米山記念奨学会への寄付を受付いたします。本日山本留萌税務署長さんがいらっしゃっておりますが、財団・米山に付きましては、いずれも控除の対象となりますので、安心して寄付をお願いします。

景気が悪い昨今ではありますが、皆様の善意が財団の力となりますので、ぜひ協力をお願いします。

ニコニコBOX

・ロータリー財団月間です 今週と来週に寄付を集めます よろしくお祈りします

鈴木会員

・結婚記念品ありがとうございました

原谷会員

前 回	327,000円
今 回	7,000円
累 計	<u>334,000円</u>

プログラム

「税の役割と税務署の仕事について」

留萌税務署 山本署長様

本日は、留萌ロータリークラブの皆様の前でお話をさせていただき、ありがとうございます。



国税庁・税務署では、毎年11月11日から17日までを「税を考える週間」として、広く国民の皆様へ税の役割や適性・公平な課税と徴収の実現に向けた様々な取り組みについて紹介しております。本日は「税の役割と税務署の仕事」という題目で、税務署のPRも併せてお話をさせていただきます。

1 税の役割

年金、医療などの社会保障・福祉や、水道、道路などの社会資本整備、教育や警察、消防、防衛といった公的サービスは、私たちの暮らしに欠かせないものですが、その提供には費用がかかります。

「税」はこのような公共サービスの費用を賄うものですが、みんなが互いに支え合い共によりよい社会を作っていくための「社会の会費」といえます。

2 変化する社会・経済の構造

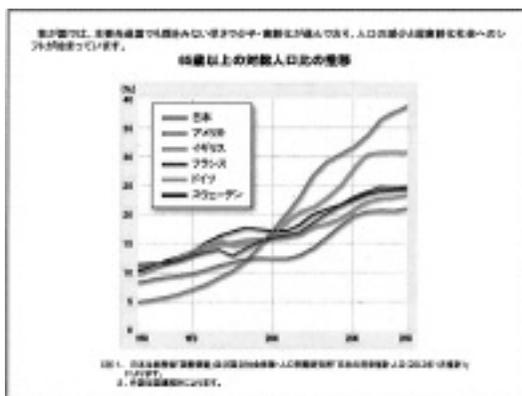
我が国の社会保障制度は、戦後の経済成長にも支えられて急速に整備が進み、1960年代には、国民皆保険・皆年金といった現行の社会保障制度の基本的枠組みが整い、世界に誇りうる国民の共有財産として「支えあう社会」の基盤となりました。

しかし、少子高齢化という人口構成の大きな変化、雇用基盤の変化、家族形態・地域基盤の変化など、社会保障制度を支える社会や経済情勢に大きな変化が生じています。

半世紀前には65歳以上のお年寄り1人を9人の現役世代で支える「胴上げ」型の社会でしたが、近年は3人で1人の「騎馬戦」型になり、2050年には高齢者1人を1.2人で支える「肩車」型の社会が到来することが見込まれています。

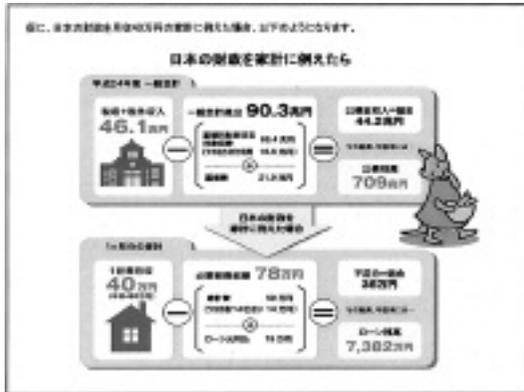
このように高齢化の進展により、年金、医療、介護などの給付は、1990年では47兆円であったものが、2012年には110兆円、2025年には145兆円へと大幅に増加すると推定されており、支え手である勤労者世代の減少の中で、社会保障の安定財源の確保が重要な課題となっています。

また我が国の経済は、1990年代初頭のバブル崩壊以降、総じて伸び悩み状態が続いていますが、グローバル化が進み、人や資本が国境を越えて活発に動き回るなど国際競争が激しさを増す中で、経済社会の活力の維持向上といった視点も欠かせない状況になっています。



3 国の財政の現状

我が国の財政は、景気の悪化に伴う税収の減収などにより、歳出が税収を上回る状況が続い



ています。

一般会計歳出では社会保障関係費(26.4兆円)、国債費(21.9兆円)、地方交付税交付金(16.6兆円)の3経費で全体の約7割を占めています。

一般会計歳入では、税収で賄われているのは5割に満たず、5割弱は公債発行(国の借金)に頼っています。

2012年度末の公債残高は約709兆円となる見込みであり、国民一人当たりでは約554万円になります。これは、2012年度の税収の約17年分に相当し、将来世代に大きな負担を残すことになります。また、日本の債務残高は、対GDP比で見ると、主要先進国の中で最悪の水準となっていますが、租税負担と社会保障負担の国民所得に占める割合である国民負担率は、主要先進国と比べ日本は低い水準にあります。

仮に日本の財政を月収40万円の家計に例えると、40万円の収入に対して、78万円の支出で、差額の38万円は借金で賄われ、借金・ローン残高は7,382万円となっています。子育て中で、子供が自立したら支出が少なくなる家計であればよいのかもしれませんが、今後、ますます支出が増える家計であれば破綻してしまいます。

これ以上、財政赤字が増えていった場合、財政の硬直化や金利の上昇、世代間の不公平拡大など様々な要因により、活力ある経済・社会の実現に大きな足かせとなります。

4 税制の現状

税は大きく分けると、「所得」に対する税、「消費」に対する税、「資産等」に対する税があり、

税収は、景気の動向や税制改正の影響により変動します。

所得税や法人税の税収は景気に左右されやすい一方、消費税の税収は10兆円前後で推移しており比較的安定しています。

所得税は、これまで行われてきた度重なる税率構造の累進制の緩和や各種控除の拡充などにより、個人所得課税の負担は大きく軽減されてきています。1986年当時(昭和61年)70%だった最高税率が、現在は40%となっています。

法人税の基本税率は、グローバル化への対応と、国際競争力を強化するという観点から、税率を引き下げてきました。一方、法人税収は、景気の動向により大きく変動していますが、近年の企業収益回復時も税率の引き下げなどにより、税収自体は大幅に回復しませんでした。また、2008年度以降は、リーマンショック後の景気低迷により、税収は大きく落ち込んでいます。

消費税は、社会保障をはじめとする公的サービスの費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う上で、大きな役割を果たしています。我が国の消費税率は主要国の中では最低の水準にありますが、諸外国では、消費税(付加価値税)は基幹税として主要な位置を占めています。

以上の通り、財政や税制の現状についてお話ししましたが、変化する社会経済の構造の中で、いかに将来世代へ負担を先送りせず、活力ある社会を築くことができるか、真剣に考えなければなりません。

5 税務署の仕事

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことですが、納税者の方々が申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行う事ができるよう、サービスの充実にと努めるための各種の取り組みを行っています。

本日は特に「国税庁ホームページ」と「e-TAX」についてのお話をさせていただきます。

(1) 国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp>)

「Web-TAX-TV」で国税庁の様々な取

第19回 11月14日(水) 天候/雨

組や税に関する情報を動画で解説しているほか、土地の路線価や法令解釈通達、質疑応答事例などが閲覧できます。

また、「暮らしの税情報」といったパンフレットや「所得税の確定申告の手引」のほか申告書・各種届出書の様式などを閲覧・印刷することができます。

「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンの画面に従って入力することにより、申告書等を作成することができます。作成した申告書等は、そのまま送信できますし、印刷して税務署へ提出することも可能です。

(2) e-TAX～国税電子申告・納税システム
(<http://www.e-tax.go.jp>)

所得税、法人税、消費税の申告のほか、法定調停、所得税徴収高計算書の提出、納税証明書の交付請求などがe-TAXで行う事ができます。

また、納税については、「ダイレクト納付」を利用することで金融機関の窓口に出向くことなく納税手続きを行う事ができます。

このダイレクト納付とは、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した「利用届書」を提出することによりe-TAXを利用して電子申告などをした後、簡単な操作で、届出をした

預貯金口座からの振替によって納付することができる納付手段です。

さらに、ダイレクト納付は住基カードなどの「電子証明書」が不要であるなど、これまでの電子納税の利便性に加え、「インターネットバンキングの契約が不要」、「即時または期日を指定して納付することが可能」、「税理士が納税者に代わって納付手続を行う事が可能」といった利便性があります。

皆様は、事業の経営に携わっておられると思いますが、税理士さんと相談され、所得税、法人税や消費税の申告、法定調整の提出、納税手続などに、是非e-TAXを利用していただきますようお願い申し上げます。

また、従業員の方にも、確定申告を作成する際には、「確定申告書作成コーナー」の利用をお薦めいただきますよう、お願いいたします。

なお、ご利用にあたって、ご不明な点がありましたら、遠慮なく税務署にお問い合わせいただきたいと思います。

本日は貴重な時間をいただき、ご静聴ありがとうございました。



例会プログラム【11月】

11月28日(水) 年次総会(移動例会)